

「中野区における物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に  
関する条例に盛り込むべき主な項目と考え方について（案）」  
に係るパブリック・コメント手続の実施結果について

パブリック・コメント手続の実施結果について以下のとおり報告する。

1 公表及び意見募集期間

平成 29 年 3 月 21 日（火）から 平成 29 年 4 月 10 日（月）まで

2 提出方法別意見提出者数

提出方法	電子メール	ファクシミリ	郵送等	窓口
人（団体）数	0	0	0	1

3 提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方

[項目] 地域住民との連携について（2 件）

No.	提出された意見の概要	区の考え方
1	拙速に物事を運ばずに地域住民を巻き込んで問題解決をしてほしい。	不良な生活環境の解消にあたり、地域の方々とも連携して取り組んでいく。
2	費用が足りるかわからないが、回覧板等で、多くの区民にもっと問題を発信して欲しい。	区民への周知の方法については、区報やホームページへの掲載を予定している。 町会や関係団体に対する周知方法についても、今後検討していく。

4 提出された意見により修正した箇所とその理由

なし

5 結果の公表時期及び公表方法（予定）

(1) 公表時期

平成 29 年 6 月上旬

(2) 公表方法

ホームページ、区民活動センター、区政資料センター、生活環境分野窓口にて公表

## 中野区における物品の蓄積等による不良な生活環境の解消に関する条例に盛り込むべき主な項目と考え方（案）

### 1 条例の目的について

私有地における物品の蓄積等に起因する「近隣の不良な生活環境」を解消することにより、区民の安全で衛生的かつ快適な生活環境を確保することを、条例の目的とします。

#### 《考え方》

私有地における物品の蓄積などの影響によって、近隣の生活環境が不良な状態となる状況を予防・解消し、区民の安全で衛生的かつ快適な生活環境を確保することを、この条例の目的とします。

### 2 条例の対象について

条例の対象となる行為・状態は、物品の蓄積、工作物等の放置、植栽の繁茂、動物への衛生的に問題のある給餌等などにより、近隣への生活環境上の支障や不安を及ぼしている家屋や敷地、私道などの私有地です。

また、これらの支障を発生させている者（以下「発生者」という。）を、指導や措置命令等の対象とします。

#### 《考え方》

他の法令によって規制が及ばない行為・状態をこの条例の対象とし、他の法令で規制可能な場合は、他の法令での規制を優先します。

#### (1) この条例が対象とする行為、状態について

- 「物品」については、蓄積されていることによって近隣の生活環境を著しく損なう状態になっているのであれば、それが「廃棄物」であるかどうかを問いません。
- 「工作物等」については、建築基準法の規制を受けない「土地に定着していない仮設構造物」や、「屋外に設置された機械設備」などが含まれます。
- 「給餌」については、私有地（私道を含む）において、悪臭や不衛生な状態をもたらす給餌を対象とします。なお、愛護動物の飼養等において、「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）が適用される場合は、同法による規制が優先されます。
- 人が居住し、または使用している建築物や工作物等、またそれらの敷地と、私道及びあき地（敷地内に家屋が存しない土地）を対象とします。

空家については「空家等対策の推進に関する特別措置法」（空家特措法）にもとづく「特定空家等」（※）に該当し、同法で対応可能なため、空家特措法での規制が優先されます。

また、あき地であっても、雑草やかん木（概ね高さ2メートル未満の木）が繁茂している場合などについては、「中野区あき地の管理の適正化に関する条例（以下、「あき地管理条例」という。）」により対応します。

※【空家等対策の推進に関する特別措置法（空家特措法）】

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において『特定空家等』とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(2) 「発生者」について

- 「近隣の不良な生活環境」をもたらしている原因が法人による事業活動等である場合は、当該法人が発生者となります。

### 3 責務について

不良な生活環境の予防や解消に関する、区民、私有地や建築物等の所有者等及び区の責務を明らかにします。

《考え方》

(1) 区民の責務

良好な生活環境の維持保全を、区民の一般的な努力義務とします。

(2) 所有者等の責務

土地や建築物等の所有者、占有者及び管理者（以下「所有者等」という。）は、その土地や建築物等の生活環境を良好に保全する義務があることを明確に規定します。

土地や建築物等を借用している者が不良な生活環境を発生させた場合は、所有者が発生者に対して、良好な状態への回復を求めるとともに、区による発生者への指導等に協力しながら、連携してその解消に取り組むものとします。

(3) 区の責務

区は不良な生活環境の解消や未然防止のため、必要な対策を講ずるものとします。

発生者が抱える生活上の課題等の解決が必要であると認められる場合は、介護・福祉など区が行う他の事務と連携し、一体的に取り組むものとします。

また、警察、消防、福祉等の関係機関や地域住民とも連携し、対策を講ずるもの  
とします。

#### 4 区による調査等について

不良な生活環境の解消に必要な範囲に限り、区が、その私有地について調査すること  
や、所有者や関係者、関係機関等から報告を求めること、さらに区が保持している個人  
情報を利用できることとします。

##### 《考え方》

- (1) 物品の蓄積等の状態や、土地や家屋の所有関係や管理状況、その他必要な事項に  
ついて、区が調査をすることができるとともに、当該私有地の所有者等に対して、  
報告を求めることができることとします。
- (2) 不良な生活環境の解消には発生者の親族等との連携や、保健福祉サービスの利用  
状況等の確認が必要になる場合があります。このため、関係機関等に対して必要な  
情報について報告を求めることができる規定を設けます。
- (3) 区が他の目的のために収集し保持している個人情報を、本調査のため利用できる  
こととします。

#### 5 立入調査等について

区は、職員による立入調査のほか、関係者への質問することができることとします。  
また、これらの調査・質問に協力しない者に対し、氏名等の公表ができることとします。

##### 《考え方》

立入調査等は、不良な生活環境の解消に必要な範囲に限られます。また、発生者が正  
当な理由なく立入りを拒否した場合、氏名等を公表し、また、悪質な場合は過料を科す  
ことができることとします。

#### 6 調査結果の外部提供について

不良な生活環境を解消するため、必要な範囲内で関係機関等に対し、区による調査結  
果を提供できることとします。

##### 《考え方》

関係機関等と連携して解決を図るため、当該関係機関等に対する区による調査結果  
等の提供を可能とする規定を設けます。警察や消防のほか、再発防止のための効果的  
方策を検討するため医療や福祉関係等を想定します。

## 7 指導及び勧告について

調査等をふまえ、区は発生者に対して、不良な生活環境の改善に向けた指導ができることとします。

また、この指導に従わない場合、区は発生者に対して、不良な生活環境を解消するよう、文書による勧告ができることとします。

勧告にあたっては、審査会（後述）の意見を聴くものとします。

### 《考え方》

不良な生活環境の原因と発生者が特定できた場合、区は発生者に対し、物品の適切な保管や廃棄その他不良な生活環境の解消について指導・勧告できることとします。

指導を行ってもなお不良な生活環境が解消しない場合は、区は発生者に対し、定めた期限までに改善するよう、文書により勧告することができることとします。

区は勧告を行う前に、学識経験者から構成される審査会から意見を聴くものとします。

## 8 命令について

発生者が正当な理由なく勧告に従わない場合、区は発生者に対して、不良な生活の解消に必要な措置を行うよう、命令できることとします。

命令に従わないとき、区は、氏名等を公表できることとします。

### 《考え方》

発生者が正当な理由なく勧告に従わない場合、区は発生者に対して命令ができることとします。また、正当な理由なく命令に従わない場合、発生者の氏名等を公表できることとします。

(1) 不良な生活環境の解消は、区による指導や勧告に従い発生者が自主的に行うことが原則です。しかし、発生者が正当な理由なく指導や勧告に従わない場合においては、期限を定めて必要な措置を取るよう命令できることとします。この命令については中野区行政手続条例が規定する、聴聞又は弁明の機会付与等の手続を行った上で実施します。

(2) 命令を受けた発生者が、期限までに正当な理由なく必要な措置を講じない場合は、命令の内容や当該命令内容が履行されなかったこと及び発生者の氏名等を公表できることとします。

なお、命令内容を履行しない理由が、発生者の精神的・身体的要因にある場合など、公表が必ずしも不良な生活環境の解消に結びつく有効な手段とはならない場合が想定されるため、その実施については慎重に判断するものとします。

## 9 代執行について

命令を受けた発生者が、正当な理由なく当該命令従わない場合は、区が、行政代執行法の規定による代執行を行うことができることとします（命令内容が、発生者に対して代替的作為義務を課すものであったとき）。

代執行に要した費用については、発生者から徴収することができることとします。

### 《考え方》

発生者が、蓄積された物品の撤去など、不良な生活環境の改善を命じられたにもかかわらず、正当な理由なく当該命令に従わない場合、区が代執行できることを規定します。

- (1) 区が発生者に命じた措置が、蓄積された物品の撤去や庭木の剪定など、発生者以外の者が代わって行うことのできる義務（代替的作為義務）を課すものであった場合、区が行政代執行法の規定による代執行ができることを規定します。
- (2) 行政代執行法では、条例等に基づき行政庁から命ぜられた行為を義務者が履行しない場合、当該行政庁は代執行を行い、義務者から費用徴収できると定められています。本条例による命令も、行政代執行法の対象になることを明確にするものです。

## 10 緊急安全措置について

区民の生命や身体、財産に危害が及ぶなど急迫した状況があるとき、区は命令等の手続を踏まずに、これらを回避するための必要最小限度の措置を行うことを可能とします。緊急安全措置を講じた場合は、事後、審査会に報告しなければならないものとします。

### 《考え方》

区が発生者に代わって措置を行う場合、前述のとおり勧告、命令等の手続を経て行う必要があります。しかし、直ちに改善措置を講じないと、区民の安全や衛生に重大な支障が及ぶ場合（蓄積された物品の崩落や倒壊など）においては、これらの手続を踏まずに、区が必要最小限の措置を行うことができることとします。

ただし、本来実施すべき手続を踏まずに実施されたものであるため、実施後に、区から審査会にその経緯等について報告するものとします。

## 1 1 代執行にかかる費用の減額免除について

発生者に資力のない場合や、今後の生活再建を著しく阻害するなどの場合、代執行にかかる費用を減額又は免除できることとします。この場合の基準を別途定めます。

### 《考え方》

代執行に要した費用は、原則、発生者から徴収するものですが、相当な理由が有る場合（発生者の収入や資産が一定水準以下であり、代執行の費用負担が発生者の生活再建を著しく阻害することが想定される場合など）は、減額又は免除ができる規定を設けます。

## 1 2 審査会について

不良な生活環境の解消等について審査するため、区長の附属機関として、学識経験者からなる審査会を設置します。

### 《考え方》

区による不良な生活環境の解消に向けた取組の公正性・公益性を確保するため、学識経験者から構成される審査会を設置します。

審査会の役割は、区長から諮問を受けた事項について審査し答申すること、区が行った緊急安全措置の報告を受けること、その他不良な生活環境の解消や防止に関する意見具申を区長に行うことなどです。

## 1 3 罰則（過料）について

正当な理由がないのに、区の職員による立入調査を拒否したり、調査のための質問に対し正しく答えなかった場合に、過料を科することができることとします。

また、代執行できない（他の者が代わって行えない）内容の命令に違反した者に対し、過料を科することができることとします。

### 《考え方》

職員による立入調査を正当な理由なく拒否した場合や妨害した場合、また、区による命令に違反した場合の罰則について規定します。

- (1) 調査に応じないケースでは、解決に向けたその後の取組の著しい支障となることから、悪質な場合は、罰則として過料を科することができることとします。
- (2) 命令には「動物への不衛生な給餌を停止すること」など、代執行できない内容のものも想定できます。発生者に命令内容を必ず守らせる必要があるため、罰則として過料を科することができることとします。